

佐倉市電子入札システム運用基準

目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 共通事項（第3条―第4条）
- 第3章 電子入札システム
 - 第1節 ICカード（第5条―第10条）
 - 第2節 入札参加資格確認申請（第11条―第19条）
 - 第3節 入札（第20条―第25条）
 - 第4節 開札（第26条―第33条）
 - 第5節 紙入札参加者（第34条―第37条）
- 第4章 システム障害等（第38条―第44条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この運用基準は、佐倉市電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、法令又は佐倉市財務規則（平成元年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この基準に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）電子入札システム 千葉電子自治体共同運営協議会（以下「協議会」という。）が運営する「ちば電子調達システム」をいう。
- （2）電子入札参加者 電子入札システムを利用して入札を行う入札参加者をいう。
- （3）紙入札参加者 電子入札システムによる入札が困難であるため、紙入札（書面による入札をいう。以下同じ。）での参加を市が認めた入札参加者をいう。
- （4）ICカード 電子入札で用いる電子認証書を格納したカードをいう。
- （5）電子くじ 任意の数値と処理時刻を用いた演算式によるくじをいう。

第2章 共通事項

（電子入札システムに関する問い合わせ先）

第3条 電子入札システムの利用上の問い合わせは、協議会のサポートデスク（以下「サポートデスク」という。）が次の各号のとおり対応するものとする。

- （1）対応方法 電話又は電子メール
- （2）対応時間 平日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- （3）電話番号 043-441-5551

（電子入札システムの運用時間）

第4条 電子入札システムの運用時間は、原則として次の表のとおりとする。

| No. | 対象者 | 電子入札システムの運用時間 |
|-----|---------|-----------------------|
| 1 | 佐倉市 | 8：00から24：00まで（休日も含む。） |
| 2 | 電子入札参加者 | 8：00から24：00まで（休日も含む。） |

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会はシステムメンテナンス等により随時システムを停止することができる。この場合において、契約担当課長は、佐倉市ホームページにおいて、その旨の周知を図るものとする。
- 3 前項の周知は、佐倉市ホームページに電子入札システムのポータルサイトへのリンクを貼ることで代えることができる。

第3章 電子入札システム

第1節 ICカード

(利用者登録)

第5条 入札参加希望者は、初めて電子入札システムを利用するとき又は新しくICカードを取得したときに電子入札システムの利用者登録を行うものとする。この場合において、同一のICカードで複数の登録部門に利用者登録をすることができる。

- 2 入札参加希望者は、予備のICカードを複数枚購入し、あらかじめ利用者登録を行うことができる。

(登録内容の変更)

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

(1) 企業情報

- ア 電話番号
- イ FAX番号
- ウ 部署名

(2) 代表窓口情報、ICカード利用部署情報

- ア 連絡先名称(部署名)
- イ 連絡先郵便番号
- ウ 連絡先住所
- エ 連絡先氏名
- オ 連絡先電話番号
- カ 連絡先FAX番号
- キ 連絡先メールアドレス

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、佐倉市一般(指名)競争入札参加業者資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状にある受任者とする。以下同じ。)とする。ただし、代理人は代表者が名義人となっているICカードを利用できる。

- 2 名義人の変更(商号又は名称、住所を含む。)等の事由が発生した場合は、必要に応じてICカードの再取得の手続きをとるものとする。

(入札参加中のICカードの取扱い)

第8条 電子入札参加者は、入札参加申込みから開札日までの間、ICカードの有効期限が切れることが無いようにしなければならない。

- 2 開札日より前にICカードの有効期限が切れ、かつ、予備のICカードを持たない者が入札書の送付を行った場合は、当該入札は無効とする。

(ICカードの失効)

第9条 ICカードに次に掲げる事象が発生したときは、ICカードが失効したものとみなす。

(1) 紛失・盗難

(2) 破損

(3) 利用中止

(4) ICカードがロックした時 (ICカード用PIN番号の誤入力)

(5) 名義人となっている代表者を変更した時

(6) 以下に示す、電子証明書情報を変更した時

ア ICカード企業名称

イ ICカード取得者氏名

ウ ICカード取得者住所

エ 所属組織の本店所在地 (登記簿事項証明書記載の本店住所が変更となった場合に限る。)

(7) 利用者が退職した時

2 入札参加希望者は、前項各号の事象が発生したときは、速やかに認証局へICカードの失効申請を行うものとし、必要に応じてICカードの再取得の手続きをとるものとする。

(特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い)

第10条 特定建設工事共同企業体が入札に使用できるICカードは、当該共同企業体の構成員の代表者又はその代理人が名義人となっているICカードとする。

第2節 入札参加資格確認申請

(電子入札への参加)

第11条 入札参加者は、電子入札に参加しようとするときは、誓約書及び実績等届出書、及び公告で提出を求める資格確認書類 (以下「参加申請書類」という。) を電子入札システムで提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入札参加者が第34条の規定に該当する場合は、紙入札参加者として入札に参加できる。

(参加申請書類提出後の辞退)

第12条 電子入札参加者の都合により、参加申請書類の提出後、申請書受付締切日時までに入札を辞退する場合は、電子入札参加者は、契約担当課へ電話等で連絡のうえ、書面により辞退届を提出するものとする。申請書受付締切日時以降に入札を辞退する場合は、電子入札参加者は、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、電子入札システムによる提出が困難な場合は、契約担当課へ電話等で連絡のうえ、書面により辞退届を提出することができる。

(参加申請書類)

第13条 参加申請書類は、電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルを添付するものとする。

2 参加申請書類のファイル容量は、合計で3MB以内とする。

(ファイル形式)

第14条 参加申請書類のファイル形式は、別表1のとおりとする。

2 電子入札参加者は、前項の参加申請書類のファイルをZIP又はLZH形式で圧縮するものとする。この場合において、自己解凍形式(exe形式)で作成した圧縮ファイルは無効とする。

(参加申請書類の再提出)

第15条 参加申請書類の添付資料に誤り等を発見し、かつ、契約担当課から競争参加資格確認申請書受付票が発行されていないときは、参加申込締切日時までに契約担当課へ電話で再提出の申入れを行い、承認を得たときに限り参加申請書類の再提出ができる。

(ウイルス対策)

第16条 電子入札参加者は、電子入札に使用するパソコンにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ、常に最新のパターンファイルを適用し、書類の作成及び添付の際に、必ずウイルス感染のチェックを行うものとする。

2 添付された資料がウイルスに感染していたときは、契約担当課は、速やかに当該資料を提出した電子入札参加者に連絡し、警告するとともに、書類の提出方法等の対応について協議するものとする。

(電子入札システムで添付できない参加申請書類の提出)

第17条 電子入札参加者は、ファイル圧縮などの措置にもかかわらず、参加申請書類が第13条第2項に規定する容量を超え、電子入札システムの添付機能を利用できない場合、別途指示がある場合又は添付することが困難な場合は、契約担当課の指示に従い、郵送、ファクシミリ、持参その他の方法により参加申請書類を提出するものとする。この場合において、電子入札システムの添付機能により「提出書類一覧表」(様式1)を送信した後に、参加申請書類を提出するものとする。

2 郵送、ファクシミリ、持参その他の方法により提出する参加申請書類には、提出書類一覧表の写しも添付するものとする。

3 契約担当課の指示が郵送の場合は、簡易書留その他の配達記録が残る郵便を利用するものとする。

4 添付資料の提出先は契約担当課とし、提出期限は電子入札システムの参加申込締切日時とする。この場合において、参加申請書類は期限内に契約担当課に届いていなければならない。

5 参加申請書類の一部のみ電子入札システムで提出するなど、異なる方法に分割して参加申請書類を提出することは、これを認めない。

6 契約担当課は、参加申請書類をすべて受理した時点で、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

(入札条件の変更)

第18条 佐倉市の都合により日程など入札条件が変更された場合、入札参加者に対し電話等により連絡するとともに、電子入札システムにおいて速やかに公表するものとする。

(入札の取止め)

第19条 佐倉市の都合により入札参加申込締切日時前又は入札書受付締切予定時刻前若しくは開札前に入札を取止めた場合、受付済みの入札参加申請は無効とし、入札参加者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するものとする。

第3節 入札

(入札書の提出)

第20条 電子入札参加者は、入札書の提出を電子入札システムで行わなければならない。ただし、第34条の規定により佐倉市が紙入札参加者への移行を認めたときは、この限りでない。

2 入札書の提出期限は、入札公告で規定する入札書受付締切日時とし、契約担当課は、いかなる場合においても提出期限後に入札書を受け付けてはならない。

3 入札書受付締切日は、入札書受付開始日の翌日以降とし、開札日は、入札書受付締切日の翌日を標準とする。ただし、入札書受付締切日の翌日が休日の場合、その翌日とする。

4 入札参加者は、入札書受付締切日時から相当な期間の余裕を持って入札書を提出するものとする。

(入札書受付締切日時の変更)

第21条 佐倉市の都合により入札書受付締切日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

(入札書提出後の辞退)

第22条 入札参加者の都合により、入札書の提出後に入札を辞退する場合は、電話等で入札を辞退する旨を連絡のうえ、書面により辞退の理由を明記した辞退届を契約担当課に持参により提出するものとする。

2 前項の場合において、提出した入札書は無効とする。また、辞退届提出後は、辞退を撤回することはできない。

(入札書未提出の取扱い)

第23条 入札参加者が、入札書受付締切日時までに、入札書の提出を行わず、かつ、開札日時までに、辞退届の提出を行わなかった場合、未入札とする。

(入札金額内訳書等の添付)

第24条 電子入札参加者は、入札公告の規定により入札書に入札金額内訳書又は入札金額付表（以下「入札金額内訳書等」という。）を添付するときは、電子入札システムの添付機能を利用するものとする。この場合において、第13条第2項、第14条及び第16条の規定を準用する。

(電子入札システムで添付できない入札金額内訳書等の提出)

第25条 電子入札参加者は、ファイル圧縮などの措置にもかかわらず、入札金額内訳書等が前条で準用する第13条第2項に規定する容量を超える場合、別途指定がある場合又は添付することが困難な場合は、入札金額内訳書等を郵送又は持参により提出するものとする。この場合において、電子入札システムの添付機能により「提出書類一覧表」（様式1）を送信した後に、入札金額内訳書等を提出するものとする。

- る。
- 2 入札金額内訳書等の提出は、封筒に入札金額内訳書等と入札書受付票の写しを入れ、封筒表面には、「入札金額内訳書（入札金額付表の場合は、入札金額付表）在中」と明記し、封筒裏面には、「事業名称」、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「所在地又は住所」及び「商号又は名称」を明記すること。
 - 3 郵送による提出の場合は、簡易書留その他の配達記録が残る郵便を利用するものとする。
 - 4 提出先は、契約担当課とする。
 - 5 前各項の規定にかかわらず、別途指示がある場合は、その指示に従うものとする。

第4節 開札

（開札方法）

第26条 入札執行者は、開札日時を経過した後、速やかに開札を行うものとする。

- 2 紙入札参加者が参加する入札の場合は、入札執行者の開札宣言後、書面による入札書を開封し、入札金額を電子入札システムに登録した後、一括開札するものとする。

（開札時の立会い）

第27条 紙入札参加者が参加する入札の場合は、開札は、開札立会人の面前において行う。

（落札者の決定）

第28条 契約担当課は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより電子入札参加者全員に落札者決定通知書を発行するものとする。なお、紙入札参加者については、落札者に対して落札者として決定した旨を電話等により連絡する。

（同価格の入札者が2者以上ある場合の取扱い）

第29条 落札となるべき同価格の入札者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合、直ちに電子入札システムにおいて電子くじを実施する。

- 2 紙入札参加者については、入札書に記載したくじ番号を入札執行者が電子入札システムに入力し、電子くじを行う。この場合において、紙入札参加者の入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

（落札者決定の保留）

第30条 契約担当課は、落札者の決定を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

（開札の延期）

第31条 契約担当課は、開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

（入札不調等による取止め）

第32条 契約担当課は、入札不調等により入札を取止めする場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

（開札結果公表）

第33条 開札結果は、電子入札システムにおいて速やかに公表するものとする。

第5節 紙入札参加者

(紙入札参加者として参加を認める場合)

第34条 市長は、次の事由に該当する場合に、紙入札参加者による入札参加を認めるものとする。

- (1) 電子入札導入のためICカード発行の申請中の場合
- (2) ICカードの記載事項(名義人等)の変更により電子入札システムが利用できない場合
- (3) ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカードの再発行を申請中の場合
- (4) パソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できない場合
- (5) その他、佐倉市が認めた場合

(紙入札参加者の参加方法)

第35条 入札参加者は、紙入札参加者として入札に参加する場合、入札参加申込締切日時までに「紙入札方式参加届出書」を契約担当課へ郵送、ファクシミリ又は持参により提出するものとする。また、電子入札参加者として入札に参加した後、前条第2号、第3号及び第4号の理由により、電子入札システムを利用できなくなった場合、入札書受付締切日時までに「紙入札方式参加届出書」を契約担当課へファクシミリ又は持参により提出するものとする。

2 紙入札参加者として入札参加した者は、当該入札において電子入札参加者への変更を認めないものとする。

(紙入札参加者の参加申請書類の提出)

第36条 紙入札参加者は、参加申請書類を、原則としてファクシミリにより契約担当課へ提出するものとする。ただし、ファクシミリによる提出が困難な場合は持参も認める。

2 紙入札参加者の参加申請書類の提出期限は、電子入札システムの提出期限と同一とする。

(紙入札参加者の入札書の提出)

第37条 紙入札参加者は、入札書及び入札金額内訳書等(入札公告で入札金額内訳書等の提出が義務付けられている場合に限る。)は、次に掲げる方法により郵送で提出するものとする。ただし、郵送による提出が困難な場合は持参も認める。

- (1) 封筒に入札書及び入札金額内訳書等を入れ、封筒表面には、「入札書在中」と明記し、封筒裏面には、「事業名称」、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「所在地又は住所」及び「商号又は名称」を明記すること。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留その他の配達記録が残る郵便を利用すること。
- (3) 提出先は、契約担当課とする。
- (4) 提出期限は、郵送の場合については、電子入札システムの入札書の提出期限日必着とし、持参の場合については、電子入札システムの入札書の提出期限日時と

する。

- 2 前項の規定にかかわらず、別途公告に指示がある場合は、その指示に従うものとする。

第4章 システム障害等

(発注者側の障害)

第38条 契約担当課は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、電子入札を行えないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

- 2 前項の規定により運用を変更したときは、佐倉市ホームページ、電子メール又は電話等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む。）に連絡又は周知するものとする。

(ICカードの紛失又は破損)

第39条 電子入札参加者は、電子入札の参加途中にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに第36条の規定により紙入札参加者として入札に参加する手続きを行うものとする。

- 2 電子入札参加者は、ICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に連絡し、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行い、ICカード再発行後は新たに利用者登録を行うものとする。

(プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害)

第40条 電子入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に連絡して障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたないときは、速やかに第36条の規定により電子入札参加者から紙入札参加者へ移行手続きを行うものとする。

(停電)

第41条 入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合は、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたないときは、速やかに第36条の規定により電子入札参加者から紙入札参加者へ移行手続きを行うものとする。

(その他の障害)

第42条 入札参加者は、第39条から前条までの事象以外の原因により電子入札システムに参加できなくなった場合は、電子入札システムのポータルサイト掲載の「よくある質問」を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

- 2 前項の規定により対応できない場合は、電子入札システムの利用に関することはサポートデスクに、電子入札の案件に関することは契約担当課に連絡し、その指示に従い対応するものとする。

(ICカードの不正使用)

第43条 契約担当課は、入札参加者が別表2に例示する場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の入札参加資格を取り消す等、当該入札

への参加を認めないことができる。

2 落札後に落札者がICカードを不正使用等していたことが判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、事業の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

(添付書類にウイルス感染があった場合)

第44条 第16条第2項(第24条で準用する場合を含む。)の規定によるウイルス感染の警告にもかかわらず、有効な処置を講じずに再度ウイルスに感染した書類を添付し、提出した者は、指名停止等の措置を行う。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日決裁 佐契第1201号)

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日決裁 佐契第914号)

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月27日決裁 佐契第1145号)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 電子入札の参加申請書類に用いるファイル形式

| No. | ファイル形式 | 使用アプリケーション |
|-----|-----------------|-----------------|
| 1 | .doc、.docx | Microsoft Word |
| 2 | .xls、.xlsx | Microsoft Excel |
| 3 | .pdf | Acrobat7 以降 |
| 4 | .txt 等 | |
| 5 | .jpg、.jpeg、.gif | |

注：ファイル名に半角の「&」、「,」は利用できない。

別表2 ICカードを不正に利用等した場合の例示

| |
|---|
| 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合 |
| 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合 |
| 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の参加申請書類や入札書を提出して入札に参加した場合 |

様式 1

提出書類一覧表

年 月 日

(宛先) 佐倉市長

住所
商号又は名称
代表者
(受任者)

入札参加に必要な下記の書類について別途提出します。

記

1 案件名

2 履行場所

3 提出書類名

(1) _____ ページ数: _____

(2) _____ ページ数: _____

(3) _____ ページ数: _____

(4) _____ ページ数: _____

4 提出方法

- ・ 入札参加資格確認申請時の必要書類 (契約書及び資格者証の写し等)
…郵送 (書留郵便等)、ファクシミリ、持参その他佐倉市の指示する方法
- ・ 入札金額内訳書等…郵送 (書留郵便等)、又は持参